

広島県教育委員会会議録

令和 5 年 5 月 1 2 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年5月12日（金） 13：00開会

14：55閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

中村一朗

3 出席職員

教育次長	池田克輝
管理部長	江原透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森栄理
理事	榊原恒雄
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
学校経営戦略推進課長	沖本勝豊
教育支援推進課長	宮本昌美
高校入学者選抜制度推進課長	今川浩之
特別支援教育課長	津村真一郎
生涯学習課長	桑原智津子

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第3号議案 県立特別支援学校の設置形態等について	1
日程第3	報告・協議1 1学年1学級規模の県立高等学校の状況について	3
日程第4	報告・協議2 令和5年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について	7
日程第5	第1号議案 知事の専決処分に対する意見について	8
日程第6	第2号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について	8

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、菅田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますのですが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、内部検討を行う案件であり、第2号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、第2号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 県立特別支援学校の設置形態等について

平川教育長： それでは、第3号議案、県立特別支援学校の設置形態等について、津村特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

津村特別支援教育課長： 県立特別支援学校設置形態等について御説明いたします。

内容は、次の2点です。まず、廿日市西高等学校を活用した教育環境整備に係る廿日市特別支援学校の設置形態、次に、西条特別支援学校八本松分級の閉級でございます。

まず、廿日市西高等学校を活用した教育環境整備に係る廿日市特別支援学校の設置形態について御説明いたします。

1 ページの「1 要旨」を御覧ください。廿日市西高等学校内の余裕教室を活用した教育環境整備において、廿日市西高等学校内に廿日市特別支援学校の分校を設置することといたします。

「2 設置理由」を御覧ください。廿日市特別支援学校において、児童生徒数の増加に伴い、今後、教室不足が生じることとなるため、令和3年2月策定の県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画に則り、廿日市西高等学校内の余裕教室を活用した教育環境整備を行うこととし、現在、工事等準備を進めております。

廿日市西高等学校には、廿日市特別支援学校の高等部単一障害学級が移転する形となります。令和6年度の高等部単一障害学級の学級数は14学級、生徒数103名の見込みであり、今後も生徒数の増加が見込まれることから、学級数を考慮し、整備計画のうち分校として設置することといたします。

文部科学省の「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」では、具体的な方向性について、「よりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルの創設を検討すること」と示されており、高等学校内に特別支援学校の分校を設置することにより、障害のある生徒と障害のない生徒が同じ場で共に学ぶ環境の整備、充実を図ることとなると考えております。

「3 今後のスケジュール」を御覧ください。校名について、今後、関係者の意見を聞いた上で、必要とする規則改正について、令和5年8月の教育委員会会議に付議し、校名を決定したいと考えております。そして、令和6年1月に分校を設置し、分校開校に向けて準備を進めて参りたいと考えております。

続きまして、西条特別支援学校八本松分級閉級について御説明します。

3 ページの「1 要旨」を御覧ください。西条特別支援学校八本松分級は、東広島市八本松町にある広島県立障害者療育支援センターわかば療育園に併設しており、わかば療育園に入園している児童生徒が在籍しています。

「2 わかば療育園移転スケジュール」について御覧ください。この広島県立障害者療育支援センターわかば療育園は、令和5年度中に東広島市西条町田口にある広島県立障害者リハビリテーションセンター敷地内に新設され、令和6年1月に工事完了予定であり、令和6年2月

に移転する予定となっております。

わかば療育園の移転先である広島県立障害者リハビリテーションセンターは、西条特別支援学校本校に隣接しており、八本松分級の児童生徒は本校に在籍することになり、八本松分級は閉級することになります。

しかしながら、年度途中での移転であり、また、本校と八本松分級では教育課程等、実施している教育活動が異なることから、移転後も令和5年度末までは八本松分級として教育活動を実施することとし、八本松分級の閉級は令和5年度末、八本松分級に在籍している児童生徒については、令和6年度から西条特別支援学校本校の在籍とすることとしております。

なお、八本松分級の閉級については、規則改正等の対応はありません。

今後とも関係課と連携し、閉級に向けて円滑に準備を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 廿日市特別支援学校の教室が少なくなってきていて、その中でも子供たちに一生懸命教育活動を提供してきたと思います。こういう形で新しい校舎ができて、そして分校化されるというのはとてもいいことだと思っています。

分校になった場合は、先生方の職員室や、管理職の配置はどのようになるのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 管理職は、教頭職の分校長が配置され、また、事務職が配置されることになります。

また、職員室等も設置することとしております。

志々田委員： 廿日市西高校の先生方との交流も大事だと思いますが、現状の廿日市特別支援学校に在籍している先生方と、それから分校にいらっしゃる先生方ともしっかりと連携していく必要があると思います、職員室が別々になるとしたら、情報交換や会議は、どのような形で進めていく予定でしょうか。

津村特別支援教育課長： そういったことも必要になると考えております。準備に当たり、廿日市西高校の管理職、それから廿日市特別支援学校の管理職と教育委員会の3者で、様々な想定をして準備を進めて参ります。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

細川委員： 高等部単一障害学級の学級数は14学級の見込みということですが、現在、廿日市西高等学校の空き教室はどの程度あるのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 廿日市西高等学校については、最大32学級で運営されていた時期もあります。今は15学級ということですので、空き教室については十分あり、5階建てのうち、1階部分が全て廿日市特別支援学校として使えるという状況でございます。

なお、2階から5階部分は廿日市西高等学校の生徒が使う見込みでございます。

細川委員： あわせて、廿日市西高等学校に学ぶ生徒と、この度の分校の生徒が、学校のキャパシティも含め、お互いが学校行事を滞りなくこなせるような状況にあるのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 敷地的な面については十分学校の中にあると思います。

また、日課につきましても、今後、すり合わせをする中で、互いが活動できるスケジュール設定を行ってまいります。

細川委員： それから、福山には高等学校が完全に特別支援学校に変わった例もございますけれども、この2ページに、今後の生徒数の見込みということで、令和27年までお示しをいただいておりますが、現在、令和5年ですから、高校生15歳足したとしても、令和20年が入学者数ということになります。

その後の数値は予測ということになると思うのですが、この数字を出されている根拠があれば教えていただきたいと思います。

津村特別支援教育課長： 予測の仕方としましては、各特別支援学校の通学区域内にある自閉症、情緒障害特別支援学級等、最近の5年間の中学部、高等部進学者の平均値を算定しながら予測しております。

細川委員： ということは、廿日市西高等学校内に設置する分校については、今後、特別支援学校への進学を希望する生徒が増えた場合でも、対応可能という判断をされているということでしょうか。

津村特別支援教育課長： 現在のところでは、問題ないと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

菅田委員： 生徒数が多いということで、分級じゃなくて分校ということだと思っておりますが、この設置理由書の中で後半部分に、よりインクルーシブという記載があります。

逆に分校じゃなくて分級のほうが、よりインクルーシブになるのではないのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 入学する生徒の見込みが多いということで、管理職、事務職員の配置ということが非常に大事になります。その上で、高等学校の生徒との交流というのは実施できるものと考えておりますので、分校という設置にさせていただきたいということでございます。

菅田委員： それは分校でいいと思いますが、最後のインクルーシブという記載の説明が資料から読み取れないので、ここの理由からは、逆でないほうがよく分かるのではないかと思います。以上、意見です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議 1 によりまして、1 学年 1 学級規模の県立高等学校の状況について御説明申し上げます。

資料の 1 ページを御覧ください。まず、「1 生徒数の状況」でございます。1 学年 1 学級規模の県立高等学校 14 校の全校生徒数及び新入学生徒数につきまして、今年度の 5 月 1 日時点の状況をお示ししてございます。

1 学年 1 学級規模校のうち、今年度、全校生徒数が 80 人以上となった学校は、表に記載の 8 校、80 人未満となった学校は、表に記載の 6 校でございます。このうち西城紫水高等学校につきましては、今年度、全校生徒数が 2 年連続して 80 人未満となっております。

次に、新入学生徒数が前年度から増加した学校は 10 校、前年度と同数の学校は 1 校、前年度から減少した学校は 3 校となっております。

なお、この上下高校、東城高校、湯来南高校につきましては、昨年度、全校生徒数が 2 年連続して 80 人未満だったことから、昨年 8 月の教育委員会会議において、3 校の今後の在り方に係る対応方針を決定いただいたところでございます。

資料の中ほどに枠囲みをしてございますけれども、この対応方針では 3 校とも令和 6 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指し、仮に令和 5 年度の全校生徒数が一定数に達しない場合、令和 6 年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討することにしております。その中で、今年度、東城高校につきましては、全校生徒数が一定数以上となった一方で、上下高校、湯来南高校につきましては、全校生徒数が一定数未満となっております。

なお、資料の 2 ページには、1 学年 1 学級規模校の平成 29 年度以降の全校生徒数をお示ししてございますので、また御覧いただければと思います。

続きまして、資料の 1 ページお戻りいただきまして、「2 1 学年 1 学級規模校に対する対応について」でございます。

まず、(1) 全校生徒数が一定数以上となりました東城高校につきましては、引き続き学校の活性化等に取り組み、令和 6 年度の全校生徒数が 80 人以上となることを目指したいと考えております。

また、(2) 全校生徒数が一定数未満となりました上下高校、湯来南高校につきましては、対応方針に基づき、令和 6 年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方について検討して参りたいと考えております。

さらに、(3) 全校生徒数が 2 年連続して 80 人未満となりました西城紫水高校につきましては、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画に基づき、活性化地域協議会の意見をお聞きした上で、今後の学校の在り方について検討して参りたいと考えております。

最後に、(4) 1 学年 1 学級規模校への支援につきましては、引き続き学校の活性化、魅力化、全校生徒数の確保に向け、活性化地域協議会での御意見、御要望、学校のニーズ等を踏まえながら、必要な支援を行って参りたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 2 の (2) のところでございます、上下高校と湯来南高校のことですが、これにつきましては、その上の 1 の参考の中にある網囲みの中のただし書以降のこととして判断をされるというのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： そのとおりでございます。ただし書以降に記載しておりますように、残念ながら一定数に満たなかったということがございますので、今後の在り方を検討して参りたいと考えております。

細川委員： そのあたりのところは、もちろん各校の学校活性化地域協議会の方々の御意見はもとより、いろいろな方々の御意見もお聞きになられながら進められるということですのでよろしいですね。

沖本学校経営戦略推進課長： 学校活性化地域協議会の方々はもちろんのこと、地元自治体の首長にも御意見を伺いながら、今年度、新入学生の生徒数の状況や、今後の地元地域の児童生徒数の推移など、様々な状況を鑑みて検討して参りたいと考えております。

細川委員：一つ確認をさせていただきたいことが、3ページの5の①から③までを決定するという事になっていますが、①と②のところでございますけども、仮に①の近隣の県立高等学校のキャンパス校ということに決定をしたときも、この全校生徒が80名というくくりが、②についてもですが、80名というくくりをそのままこれに当てはめて考えるということでございましたでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長：キャンパス校に移行した後も、いわゆる80人という基準を当てはめていくのかということがございますと、基本的には80人を下回った場合にこういう対応をするということでございますので、以降は、この80人という基準というものには該当しないと考えております。

細川委員：なぜお聞きしたかということ、やはり中山間の学校というのは、その80人というハードルが非常に厳しくて、地元の中学校3年生が全員進学したとしても、それを賄い切れないという状況にある学校もございます。そういった中で、今、上下と湯来南のお話をしましたが、西城紫水についても非常に厳しい状況にあるという中で、学校活性化地域協議会の方々が、既に地域のために学校の今後の在り方を具体的にお考えになっているところもあります。

例えば、先ほど申し上げたように、県教育委員会が決定をする前に、協議会において、どのような形の存続があり得るのか、これからは話し合いを活発にされるだろうと思います。その中で、学校の全校生徒数が決まる前に、学校の在り方に関する御意見があった場合は、県教育委員会としてはどのようにお取り計らいをされるおつもりなのか、お聞かせいただければと思います。

沖本学校経営戦略推進課長：学校活性化地域協議会では、今ある学校を何とか活性化したいと、様々な取組を御検討いただいて、実行に移しているというような状況でございます。

現在の基準に当てはまる前に、様々な学校の在り方について議論がされていることが理想ではありますが、現状では学校活性化協議会において、そのような議論が出てきにくいというような状況でございます。

御指摘のように、広く将来を見据えた検討というのは必要なことだと思いますので、各学校でも、そういった様々な議論ができるように、我々も対応していきたいと考えております。

細川委員：ありがとうございます。西城紫水高校の他に、向原高校も、今まで三次市や広島市から一定数生徒進学していた状況が、近年、進学しなくなっているなど、いろいろな厳しい事情があると聞いております。

その中でいたずらに時間が過ぎて、基準に当てはまったから在り方を考えるのではなく、地域の人としっかりと御協議いただいて、学校の方向性を早めに検討していただかないと、ある日突然新聞に載って、地元で動揺が広がるというようなこともあるでしょうし、しっかり時間のある間に進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長：御指摘のとおりだと思います。学校活性化地域協議会で意見交換するのは当然のこととして、先ほど申しましたが、地元自治体ともしっかりと連携して、学校の在り方といったものを検討していきたいと考えております。

平川教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

菅田委員：中学園構想（仮称）というものがありますが、中等教育学校との違いはありますか。

沖本学校経営戦略推進課長：連携型中高一貫校と基本的に同じ定義で、中学校から高等学校へ、基本的には多くの中学生がそのまま進学をしていただけるということを前提とした中学園、中高一貫校ということだと考えております。

菅田委員：ということは、高校での入試はなくて、そこの中学校の生徒は全員、その高校に入学できるということなのですか。

榎原理事：中高一貫の高等学校というのは3種類ございまして、一つは連携型、連携型の場合は、市町の中学校と、それと県立高等学校を結んでいくというのが連携型でございます。この場合は、特定の範囲内で連携をして、簡便な入試を行うというような形になっています。中学校から判断するための資料を送っていただき、その上で高等学校において判断する形になります。基本的には簡便ですから、入学を前提にしているものでございます。

それから、併設型の場合は、広島県立中学校高等学校、それから三次中学校高等学校と同じように、どちらも設置者が同じものになります。そのため、併設型の場合は、中学校の生徒は基本的に、入試なしで進学した上で、残りを高等学校からまた募集するというものであります。これは広島叡智学園も同じ形になります。

一方で、最後は中等教育学校というのは、当然ながら、中学で入った方は全て高等学校に進学するため、高等学校からは募集しない形になります。これがあるのは広島市立広島中等教育学校の1校でございます、公立では、以上です。

平川教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

近藤委員：湯来南高校を以前訪問した際は、校長先生をはじめ、すごく熱心に活動をされていて、生徒にとって有意義な学校生活を送れるよう、学校全体が取り組まれていたので、残念だという気持ちがあります。

今後、具体的にどういったスケジュールで進めていくのかを教えていただきたいと思います。

- 沖本学校経営戦略推進課長：これから学校活性化地域協議会で意見交換をさせていただくところであり、その上で、今年度の新入学生徒数の状況、あるいはこれまでの活性化に向けた取組状況、さらには今後の地元の生徒数の推移など、そういったことを総合的に勘案しながら検討をしていくということになりますけれども、例年、高等学校の入学定員を9月に決定いただいております。それまでには対応方針を決めたいと考えております。
- 近藤委員：昨年、報道で少し見ましたが、湯来のほうは広島市も小中学校を統合して、小中一貫校のようなものを設置するという報道が出ていたと思いますが、広島市との情報共有は行われているのでしょうか。
- 沖本学校経営戦略推進課長：広島市教育委員会において、湯来地域の小・中学校を統合するというところで動いていると聞いております。
広島市とは、湯来南高校の在り方について、昨年来、協議の場を持って率直な意見交換をさせていただいているところでございますが、県立高校ということでございますので、その対応というのは、県に委ねるというような形であらうかと思っております。
- 平川教育長：ほかに御質問、御意見はありますか。
- 志々田委員：確認なのですが、1学年1学級の学校については、全ての学校に学校活性化地域協議会が設置されているのでしょうか。
- 沖本学校経営戦略推進課長：1学級規模校になったら、学校活性化地域協議会を設置するということになってございます。
- 志々田委員：ということは、今この表に載っている全部の学校に学校活性化地域協議会が設置されている、全校生徒数の状況に関係なく、学校活性化地域協議会は毎年、年に何回か開催されているという状況でしょうか。
- 沖本学校経営戦略推進課長：御指摘のとおり、定期的に開催をされて、そこには当課の職員も伺っているというような状況でございます。
- 志々田委員：ということは、今回の上下、湯来南、それから西城紫水の三つの学校も、これまで、急にその議論が必要になったのではなくて、ずっと今までやってきた結果、今の状況だと理解してもいいですか。
- 沖本学校経営戦略推進課長：御指摘のとおり、これまでずっと検討してきたということでございます。
- 志々田委員：よく分かりました。この先、今回の議題に載っていない学校についても、危機的状況であるということ、しっかりとメッセージとして発信するべきだと思います。1学年1学級の高等学校は、ずっと厳しい状況の中で学校運営しているのだと思います。
急に在り方を検討すると、反発も大きいと思いますし、納得いかないところもあると思うので、日頃からきちんと説明をすることが大事だと思います。
現状でも議論してくださっているとは思いますが、いま一度、その地域のネットワークに改めて説明をする方がいいのではと思いました。
もう一つ、これは質問ですけれども、上下と湯来南と西城紫水は、学校運営協議会ではどのような意見があるのでしょうか。
- 沖本学校経営戦略推進課長：申し訳ございません。学校運営協議会でこういった意見が出たかというのは、情報を持ち合わせておりません。
- 志々田委員：学校活性化地域協議会でこれまで議論していただいているとは思いますが、学校運営協議会もコミュニティ・スクールとして全校に導入したもので、そちらでもしっかりと話し合わなければならないと思います。
みんな苦しい状況だと思います。学校活性化地域協議会の皆さんが、何か自分たちだけが責任を背負って、自分たちだけが頑張らなくてはならないような気持ちになるのが地域にとって苦しいことだと思うので、いろんな代表者が集まっているはずの学校運営協議会にも、きちんと議論に加わっていくべきだと思います。
そもそも学校運営についての決定に大きな権限を持っているのは学校運営協議会のはずなので、もしかして機能してないのかもしれないと思えるくらい、学校運営協議会、何しているのかなというのがとても気になります。
今後、いろんな意味で苦しい決断をしていただかなくてはならないとしたら、仲間を増やして多くの人で議論をすべきだと思うので、何かその枠組み自体が、もう一度見直したらいいのかなと思いました。以上です。
- 沖本学校経営戦略推進課長：ありがとうございます。広く学校に関わる方と意見交換をしていくことは必要だと思います。貴重な御意見ありがとうございます。
- 菅田委員：学校活性化地域協議会の設置は、1学年1学級になってからということでしょうか。
- 沖本学校経営戦略推進課長：募集定員が1学年1学級になって設置となります。設置後、3年間はその活性化に向けた取組を行い、その後、基準としては80人と現行計画になっておりますけれども、その確保を目指すということでございます。
- 菅田委員：そうすると、活性化に向けた取組について、地域が協議する期間が短く、十分な機関がないまま、学校が募集停止となると、地域から同意を得られないことも多いと思うので、例えば、2学級になった時点で活性化準備協議会とか、そういった形で、地域にもしっかりとメッセー

ジを発信しないと、地域の方々は、仕組みを知らない方のほうが多いと思うので、もうちょっと期間を長く持てるような仕組みを検討していただければと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： 1学年1学級規模にかかわらず、学校活性化に向けた研修会というものは、2学級の学校であっても校長先生に参加いただき、意見交換するというような取組は行っているところでございますが、学校活性化地域協議会の設置は、現行計画に、1学級になった場合ということで明記をされておりますので、今後については、今の御意見を踏まえながら検討して参りたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

今、御質問に出ています、学校運営協議会と学校活性化地域協議会との違い、もしくは金銭的なこと、メンバーの違い、その辺りも御説明いただけますか。

沖本学校経営戦略推進課長： 学校運営協議会はコミュニティ・スクールでございますので、実態として、学校活性化地域協議会と委員が重複するところがございます。同窓会であったり、PTAであったりというところで重複する部分がございますので、どちらかという、学校運営協議会のメンバーに、さらにプラスして学校活性化地域協議会にいろいろ地域の方々、地元議員や、場合によっては地元の首長など、各関係者の方々に入っているというふうなおおむねの実態でございます。

学校運営協議会の委員の方々には、年間4,000円の報酬ということが規定されております。学校活性化地域協議会については、特段そういう措置はしてはおりません。

志々田委員： すみません。学校運営協議会では学校活性化について、ずっと議論してきていないのですか。

沖本学校経営戦略推進課長： 該当校で具体的に議論がされたかということでは、今手元に資料がなく、把握しておりません。申し訳ございません。

志々田委員： 広島県で学校運営協議会制度を導入した時点から、各学校の活性化地域協議会と学校運営協議会の関係性や、それからメンバーの重複、役割の明確化というのは必要だという話を何度かしてきたような気がします。

現時点でそこがあまり明確になっていないので、在り方に関する議論についても、もしかしたら学校活性化地域協議会委員と学校運営協議会委員が別であったら、もっと広い仲間がいて、もっと広い支援を受けられたかもしれないなと私はつい思ってしまったので、メンバーが重複しているというのはとても残念なことだなと思いました。

学校経営を考えていくための組織が学校運営協議会なので、是非その力がうまく働くといいと、これは全ての学校で思います。すみません、以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

細川委員： 学校活性化地域協議会と学校運営協議会のメンバーが重複するというのは、やはり中山間の地域性から考えて、やむを得ないところもあると思います。しかし、県立学校によっては、多方面から、逆に地域の方でない有識者を入れられたり、大学の先生を入れられたり、いろいろ経済界の方が入れられたりするところもありますので、志々田委員がおっしゃったように、多方面から御意見をいただくというのが活性化の原点ではないかという気がしますので、各学校のほうにも、今後も進めていただければということをお願いします。

それから、質問になりますが、この3ページの県立高等学校の配置及び規模の在り方、(2)取組の方向性については、平成26年2月26日に基本計画が策定されて、今年度の末で10年が経過します。

この10年間でいろいろ社会情勢も変わり、少子高齢化も進み、地域もいろいろと変化してきたり、コロナもあったり、様々なことがありましたので、基本計画が見直される予定があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： 御指摘のとおり、今年度末までが現行計画の計画期間となっておりますので、今年度、できる限り速やかに、素案など、教育委員会会議でも御議論いただくように準備をして参りたいと考えております。

細川委員： そのスケジュールは大体どのようになっていますか。

沖本学校経営戦略推進課長： 今、何月と申し上げることは難しいですが、この上半期中に、何かしらの形で御意見を伺えるように準備をして参りたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

近藤委員： 先ほど、この2校については概ね今年の9月頃までというお話がありましたが、3ページの取組の方向性の中で、①番から③番まで、いずれかとするということが上がっています。

学校のほうから、今後について検討するに当たり、それぞれの方針を聞かれたときに、今伝えられるイメージはありますか。

沖本学校経営戦略推進課長： 県立高等学校のキャンパス校というのは分教室という形になろうかと思っておりますので、近隣校に統合した上で、その近隣校の教室がそこにあるというイメージになろうかと思っております。そのため、教員の配置といった部分も、現行とは大きく異なってくると考えております。

中高等学校構想については、先ほどもありましたが、基本的には中学校から多くの生徒が、例えば8割程度の生徒が高校へ進学することを想定した、中高一貫したカリキュラムを編成しな

がら、教育活動を行っていくということを想定しているということでございます。

近藤委員： 具体的に詰めていくとなると、時間がない状況で大変だと思いますが、地域からの質問に答えられるように、県教委のほうでもいろいろと提案等をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和5年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和5年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部及び広島県立中学校入学者状況について、今川高校入学者選抜制度推進課長、説明をお願いいたします。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 失礼いたします。それでは、お手元、報告・協議2によりまして、令和5年度広島県公立高等学校、特別支援学校高等部等の入学者状況について御報告をいたします。

それでは、1枚めくっていただきまして、1ページの1、公立高等学校、特別支援学校高等部の表中でございますが、(A)入学定員の欄を御覧ください。まず、令和5年度公立高等学校入学者選抜における入学定員でございますが、全日制本校について、小計a欄でございますように、1万5,340人となっております。全日制本校への入学者数(B)は、昨年度より123人減の1万3,789人となっております。

分校並びに帰国生徒及び外国人生徒等を加えました全日制課程の入学者数は、中ほどより少し下の高等学校(全日制)計の欄にありますように1万3,852人で、昨年度と比較し103人の減となっております。

次に、定時制課程の入学者数は242人、フレキシブル課程の入学者数は438人、通信制課程の入学者数は103人、合わせて783人でございまして、昨年度と比較して105人の増となっております。

次に、特別支援学校高等部の入学者数は416人であり、昨年度と比較して6人の減となっております。これらに専攻科の入学者数を加えた公立高等学校及び特別支援学校高等部の入学者数の総計は、一番下、総計の欄にありますように1万5,095人、昨年度と比較し、5人の減となっております。ほぼ横ばいといった状況となっております。

次に、県立中学校につきましては、2、県立中学校の入学者数(B)の欄にありますように、入学者数は280人で、昨年度と比較し、増減はございません。

各学校の入学者状況につきましては、資料の2ページから4ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明について、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 今年も無事に入試が終わり、たくさんの子供たちが県立学校で学んでくれるということはどうもうれしいことですが、定員に対して入学者数が1,500人ほど下回っている状況は、去年と比べてどうでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 定員に対します入学者との差でございますが、全日制本校で申しますと、昨年度は1,428人でございまして、123人ほど拡大をしているという状況でございます。

志々田委員： この差について、来年度の定員を考えていく際に、この数字は参考にされて定員を考えていくことになるのでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 定員割れということは非常に重く受け止めております。エリア的に都市部、中山間地域を分けて考えること検討する必要があると思っておりますが、いずれにしても地域の中学校の卒業見込者数や、近年の入学者の定員割れを含む状況、学校の所在地などの地理的条件など、総合的に勘案しながら、実態に応じた適切な定員設定というものを行っていきたくと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

細川委員： 先ほどの報告・協議では、1学年1学級規模のことでお話をさせていただきましたが、報告・協議2では、例えば1学年4学級の学校、3学級の学校、2学級の学校を、それぞれ(A)マイナス(B)のところを見させていただくと、1学級分程度の定員割れと申しますか、そういったものが発生している学校というのは、たまたま今回の入試がこうだったのか、今後ともこういう状況が続くのか、どのようにお考えなのか教えていただければと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： 学校ごとに理由というのは様々あるかと思っておりますので、個別に分析をしていく必要があると考えておりますが、いずれにいたしましても、定員割れはできる限りなくす方向、これは課題であると認識しておりますので、来年度の定員設定に当たっては、その解消をすべく、適切な定員設定に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

細川委員： もちろん県内の地域によって、中学校の卒業生が極端に減る地域、変わらない地域、増える地域、いろいろある中で、各学校としても、入学者数を定員に満たすようにという御努力をされているところもあると思いますが、地元の中学校などに参りましても、やはり私立の高校から

の広報活動といえますか、結構そういうものが多くて、私立のほうに生徒が進学して、県立高校の入学者が数減っているというような状況があるとすれば、県立高校の魅力化とともに、各中学校への働きかけというのもこれから大事になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

沖本学校経営戦略推進課長： 校長からの聞き取りによりますと、やはり私学を第一希望にしている生徒が増えているというのは聞いております。それは授業料の実質無償化ということもあったものと思われまじけれども、御指摘いただいたように、県立高校を希望していただけるように、そういった魅力づくりというのは、引き続き進めていかなければいけないと考えております。

細川委員： それから、これは一部と思いたいのですが、クラブ活動が十分できず、勉強ばかりさせられるというような噂から、違う学校を志願したり、または中学校の保護者と生徒が、もう少し勉強に対して真剣になっていただいて、学力向上に向けて努力をしていただきたいというようなところも聞いております。

やはり高校と中学校が普段からの交流を進めて、目指す夢に向かって、それを実現するために一緒に頑張ろうという雰囲気醸成していただくためにも、日常的に高校から中学校へのアプローチというのは、今まで以上に密にしていきたいと感じますが、御意見があればお聞かせいただければと思います。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 高校それぞれ特色があると思いますが、なかなかそれを理解していただけてない、正しい高校の姿というのが中学校へ伝わってないという状況は、御指摘のとおり、あろうかと思えます。

高校がどんな生徒を育てたいと考え、入試を実施する内容を明確にするため、実施内容シートを整理したところであり、また、オープンスクールの取組や、高校側から先生や生徒も一緒に学校訪問、中学校の訪問をして学校をPRしていくといった取組も進めているところと聞いております。そういった意味で、高校と中学校がしっかりかみ合せて、同じ方向を向いて生徒を育てていけるような取組というものを進めて参りたいと考えております。

阿部学びの革新推進部長： 普段からの交流ということで、オープンスクールや学校説明会に限らず、生徒同士が、日頃から部活動や学校の教育活動、例えば総合的な学習の時間等での交流などを行うことで、県立高校に進学する意欲や、先輩への憧れというような、そういった日々の発信を重ねて、学校魅力化ということにつなげていきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はありますか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行います。

傍聴者の方は御退席のほど、お願いいたします。

(14:38)

【非公開案件】

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案通り可決した。

(14:55)